

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	所要時間が20分から起算して25分を補うことに+55単位(115単位を限度)	× 200 / 100	夜間又は早朝の場合 + 25 / 100	深夜の場合 + 50 / 100	特定事業所加算 () + 20 / 100	特定事業所加算 () + 10 / 100	特定事業所加算 () + 3 / 100	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
	(2) 20分以上30分未満 (244単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (387単位)											
	(4) 1時間以上 (567単位に30分を補うことに+82単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)											
	(2) 45分以上 (220単位)											
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)											

ニ 初回加算	(1回につき + 200単位)
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 100単位) (2) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 200単位)
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき + 50単位(1月に1回を限度))
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 3単位) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 4単位)

注	注
1. 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき + 所定単位数 × 2.15 / 100.0)	注 所定単位数は、イからロまでの算定した単位数の合計
2. 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき + 所定単位数 × 2.14 / 100.0)	
3. 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき + 所定単位数 × 1.92 / 100.0)	
4. 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき + 所定単位数 × 1.95 / 100.0)	
5. 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき + 所定単位数 × 2.17 / 100.0)	
6. 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき + 所定単位数 × 2.08 / 100.0)	
7. 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき + 所定単位数 × 2.09 / 100.0)	
8. 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき + 所定単位数 × 1.87 / 100.0)	
9. 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき + 所定単位数 × 1.88 / 100.0)	
10. 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき + 所定単位数 × 1.63 / 100.0)	
11. 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき + 所定単位数 × 1.64 / 100.0)	
12. 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき + 所定単位数 × 1.81 / 100.0)	
13. 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき + 所定単位数 × 1.82 / 100.0)	
14. 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 100.0)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
業務継続計画未認定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100	

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算 (1日につき +3単位)
(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)
(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算 (1回につき +44単位)
(1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位)
(2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位)
(3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)

イ サービス提供体制強化加算	1) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数 × 108 / 100.0)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計	
	2) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数 × 94 / 100.0)		
	3) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数 × 79 / 100.0)		
	4) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数 × 63 / 100.0)		
	ロ サービス提供体制強化加算	一) 介護職員等処遇改善加算(一)		(1月につき +所定単位数 × 49 / 100.0)
		二) 介護職員等処遇改善加算(二)		(1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0)
		三) 介護職員等処遇改善加算(三)		(1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0)
		四) 介護職員等処遇改善加算(四)		(1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0)
		五) 介護職員等処遇改善加算(五)		(1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0)
		六) 介護職員等処遇改善加算(六)		(1月につき +所定単位数 × 6 / 100.0)
		七) 介護職員等処遇改善加算(七)		(1月につき +所定単位数 × 5 / 100.0)
		八) 介護職員等処遇改善加算(八)		(1月につき +所定単位数 × 4 / 100.0)
		九) 介護職員等処遇改善加算(九)		(1月につき +所定単位数 × 3 / 100.0)
		十) 介護職員等処遇改善加算(十)		(1月につき +所定単位数 × 2 / 100.0)
十一) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位数 × 1 / 100.0)			
十二) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位数 × 1 / 100.0)			
十三) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位数 × 1 / 100.0)			
十四) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位数 × 1 / 100.0)			

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+ 単位 所定単位数 + 単位
- 単位 所定単位数 - 単位
× /100 所定単位数 × /100
+ /100 所定単位数 + 所定単位数 × /100
- /100 所定単位数 - 所定単位数 × /100

3 訪問看護費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分	看護職員の 場合			療養又は中等 の療養、若し は居家の場合	看護名訪問 加算()	看護名訪問 加算()	1時間15分 以上の訪問看護 を行う場合	紹介医の者 の場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 に在る小規模 事業所加算	中山間地域等 に在る者 へのサービス 提供加算	特別管理加算	ターゲツクア 加算	在宅療養の訪 問看護が必要 であるとして 主治医が考 慮する訪問看護 の訪問看護費 に相当する額 につき減額(1 日につき)					
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護職又は 看護員による訪問を行った場合算定可能 (1.1)単位	×90/100					+300単位		事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合 ×90/100						1日につき +1.1)単位	1月につき +154単位				
(2) 30分未満 (1.2)単位																				
(3) 35分以上1時間未満 (1.3)単位																				
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1.4)単位																				
(5) 理学療法士、作業療法士又は前掲職能士の場合 (1.5)単位 1日に2回を超えて実施する場合は1.1)×1.1)																				
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護職又は 看護員による訪問を行った場合算定可能 (1.1)単位	×90/100		救急又は 重症の場合 +25/100 深層の場合 +50/100	15分未満の 場合 +24単位 30分未満の 場合 +201単位	30分以上の 場合 +4.2単位 35分以上の 場合 +3.17単位	+300単位		事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者50人 以上にサービス を行う場合 ×45/100	+15/100	+10/100	+5/100		1日につき +1.1)単位	1月につき +154単位		1月につき () の場合 +3.3)単位 又は () の場合 +3.9)単位	死亡の日が 死亡日前14日 以内の日又は ターゲツクア 加算を行った 場合 +1.1)単位		
(2) 30分未満 (1.2)単位																				
(3) 35分以上1時間未満 (1.3)単位																				
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1.4)単位																				
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合 (1月につき +1.1)単位)							+300単位							1日につき +1.1)単位	1月につき +154単位					
ニ 初回加算	(1) 看護加算 (1.1)単位 (2) 看護加算 (1.2)単位																			
ホ 連携時共同看護加算	(1月につき +300単位)																			
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)																			
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算() (1月につき +300単位)																			
チ 行政連携強化加算	(1月につき +1.8)単位(1日に1回算定)																			
サービス提供体制 強化加算	(1)イ及びロを算定する場合 (1)イ及びロを算定する場合 (1)イ及びロを算定する場合 (1)イ及びロを算定する場合																			

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 313 単位	-1 / 100	-1 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の2人以上以上サービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1日につき + 200 単位	リハビリテーションマニピュレーション(山) 1月につき + 188 単位 リハビリテーションマニピュレーション(海) 1月につき + 270 単位	1日につき + 213 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合) 1日につき + 270 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合)	1日につき + 8 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合) 1日につき + 8 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合)	1回につき + 8 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合) 1回につき + 8 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の場合)
	介護老人保健施設の場合												
	介護医療院の場合												
ロ 遠隔訪問リハビリテーション費		1回につき 17 単位を加算											
ハ 移行支援加算		(1日につき 17 単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算		(1回につき + 6 単位)									
		(2) サービス提供体制強化加算		(1回につき + 3 単位)									

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 算定単位(算定基準額)については、注(イ)及び(ロ)を参照する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(イ)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43 単位)	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.21 単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.11 単位)						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.21 単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (4.43 単位)						
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43 単位)	+ 100 単位			在宅療養支援診療所 に対する加算 (+ 250 単位)	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.21 単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)					
	(4) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) (4.43 単位)						
(2) 薬剤師の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43 単位)					在宅療養支援診療所 に対する加算 (+ 150 単位)	
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.21 単位)						
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)						
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) (4.43 単位)						
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43 単位)	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100		
							(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.21 単位)
							(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.22 単位)						
							(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3.22 単位)
							(3) (1)及び(2)以外の場合 (3.43 単位)

ハ(1)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で鎮静剤注射を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ニについて、計画的な管理を行うこと(1)医師が、当該利用者の急性性疾患(1)に併発した急病管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日が30日間を超えて、また1回を限度として算定できる。
 ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
病院又は診療所の 場合	看護士 看護士 看護士 看護士 看護士 看護士 看護士	1時間以上 2時間未満	1日につき 30単位																																					
		2時間以上 3時間未満																																						
		3時間以上 4時間未満																																						
		4時間以上 5時間未満																																						
		5時間以上 6時間未満																																						
		6時間以上 7時間未満																																						
		7時間以上 8時間未満																																						
介護老人保健施設 の場合	看護士 看護士 看護士 看護士 看護士 看護士 看護士	1時間以上 2時間未満	1日につき 30単位																																					
		2時間以上 3時間未満																																						
		3時間以上 4時間未満																																						
		4時間以上 5時間未満																																						
		5時間以上 6時間未満																																						
		6時間以上 7時間未満																																						
		7時間以上 8時間未満																																						
介護医療院 の場合	看護士 看護士 看護士 看護士 看護士 看護士 看護士	1時間以上 2時間未満	1日につき 30単位																																					
		2時間以上 3時間未満																																						
		3時間以上 4時間未満																																						
		4時間以上 5時間未満																																						
		5時間以上 6時間未満																																						
		6時間以上 7時間未満																																						
		7時間以上 8時間未満																																						

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
基本部分	1. 1階以上、2階未満	1.1.1.1	1.1.1.2	1.1.1.3	1.1.1.4	1.1.1.5	1.1.1.6	1.1.1.7	1.1.1.8	1.1.1.9	1.1.1.10	1.1.1.11	1.1.1.12	1.1.1.13	1.1.1.14	1.1.1.15	1.1.1.16	1.1.1.17	1.1.1.18	1.1.1.19	1.1.1.20	1.1.1.21	1.1.1.22	1.1.1.23	1.1.1.24	1.1.1.25	1.1.1.26	1.1.1.27	1.1.1.28	1.1.1.29	1.1.1.30	1.1.1.31	1.1.1.32	1.1.1.33	1.1.1.34	1.1.1.35	1.1.1.36	1.1.1.37	1.1.1.38	1.1.1.39	1.1.1.40	1.1.1.41	1.1.1.42	1.1.1.43	1.1.1.44	1.1.1.45	1.1.1.46	1.1.1.47	1.1.1.48	1.1.1.49	1.1.1.50	1.1.1.51	1.1.1.52	1.1.1.53	1.1.1.54	1.1.1.55	1.1.1.56	1.1.1.57	1.1.1.58	1.1.1.59	1.1.1.60	1.1.1.61	1.1.1.62	1.1.1.63	1.1.1.64	1.1.1.65	1.1.1.66	1.1.1.67	1.1.1.68	1.1.1.69	1.1.1.70	1.1.1.71	1.1.1.72	1.1.1.73	1.1.1.74	1.1.1.75	1.1.1.76	1.1.1.77	1.1.1.78	1.1.1.79	1.1.1.80	1.1.1.81	1.1.1.82	1.1.1.83	1.1.1.84	1.1.1.85	1.1.1.86	1.1.1.87	1.1.1.88	1.1.1.89	1.1.1.90	1.1.1.91	1.1.1.92	1.1.1.93	1.1.1.94	1.1.1.95	1.1.1.96	1.1.1.97	1.1.1.98	1.1.1.99	1.1.1.100
		1.1.2.1	1.1.2.2	1.1.2.3	1.1.2.4	1.1.2.5	1.1.2.6	1.1.2.7	1.1.2.8	1.1.2.9	1.1.2.10	1.1.2.11	1.1.2.12	1.1.2.13	1.1.2.14	1.1.2.15	1.1.2.16	1.1.2.17	1.1.2.18	1.1.2.19	1.1.2.20	1.1.2.21	1.1.2.22	1.1.2.23	1.1.2.24	1.1.2.25	1.1.2.26	1.1.2.27	1.1.2.28	1.1.2.29	1.1.2.30	1.1.2.31	1.1.2.32	1.1.2.33	1.1.2.34	1.1.2.35	1.1.2.36	1.1.2.37	1.1.2.38	1.1.2.39	1.1.2.40	1.1.2.41	1.1.2.42	1.1.2.43	1.1.2.44	1.1.2.45	1.1.2.46	1.1.2.47	1.1.2.48	1.1.2.49	1.1.2.50	1.1.2.51	1.1.2.52	1.1.2.53	1.1.2.54	1.1.2.55	1.1.2.56	1.1.2.57	1.1.2.58	1.1.2.59	1.1.2.60	1.1.2.61	1.1.2.62	1.1.2.63	1.1.2.64	1.1.2.65	1.1.2.66	1.1.2.67	1.1.2.68	1.1.2.69	1.1.2.70	1.1.2.71	1.1.2.72	1.1.2.73	1.1.2.74	1.1.2.75	1.1.2.76	1.1.2.77	1.1.2.78	1.1.2.79	1.1.2.80	1.1.2.81	1.1.2.82	1.1.2.83	1.1.2.84	1.1.2.85	1.1.2.86	1.1.2.87	1.1.2.88	1.1.2.89	1.1.2.90	1.1.2.91	1.1.2.92	1.1.2.93	1.1.2.94	1.1.2.95	1.1.2.96	1.1.2.97	1.1.2.98	1.1.2.99	1.1.2.100

1. 1階以上、2階未満	1.1.1.1	1.1.1.2	1.1.1.3	1.1.1.4	1.1.1.5	1.1.1.6	1.1.1.7	1.1.1.8	1.1.1.9	1.1.1.10	1.1.1.11	1.1.1.12	1.1.1.13	1.1.1.14	1.1.1.15	1.1.1.16	1.1.1.17	1.1.1.18	1.1.1.19	1.1.1.20	1.1.1.21	1.1.1.22	1.1.1.23	1.1.1.24	1.1.1.25	1.1.1.26	1.1.1.27	1.1.1.28	1.1.1.29	1.1.1.30	1.1.1.31	1.1.1.32	1.1.1.33	1.1.1.34	1.1.1.35	1.1.1.36	1.1.1.37	1.1.1.38	1.1.1.39	1.1.1.40	1.1.1.41	1.1.1.42	1.1.1.43	1.1.1.44	1.1.1.45	1.1.1.46	1.1.1.47	1.1.1.48	1.1.1.49	1.1.1.50	1.1.1.51	1.1.1.52	1.1.1.53	1.1.1.54	1.1.1.55	1.1.1.56	1.1.1.57	1.1.1.58	1.1.1.59	1.1.1.60	1.1.1.61	1.1.1.62	1.1.1.63	1.1.1.64	1.1.1.65	1.1.1.66	1.1.1.67	1.1.1.68	1.1.1.69	1.1.1.70	1.1.1.71	1.1.1.72	1.1.1.73	1.1.1.74	1.1.1.75	1.1.1.76	1.1.1.77	1.1.1.78	1.1.1.79	1.1.1.80	1.1.1.81	1.1.1.82	1.1.1.83	1.1.1.84	1.1.1.85	1.1.1.86	1.1.1.87	1.1.1.88	1.1.1.89	1.1.1.90	1.1.1.91	1.1.1.92	1.1.1.93	1.1.1.94	1.1.1.95	1.1.1.96	1.1.1.97	1.1.1.98	1.1.1.99	1.1.1.100
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------

1. 1階以上、2階未満	1.1.1.1	1.1.1.2	1.1.1.3	1.1.1.4	1.1.1.5	1.1.1.6	1.1.1.7	1.1.1.8	1.1.1.9	1.1.1.10	1.1.1.11	1.1.1.12	1.1.1.13	1.1.1.14	1.1.1.15	1.1.1.16	1.1.1.17	1.1.1.18	1.1.1.19	1.1.1.20	1.1.1.21	1.1.1.22	1.1.1.23	1.1.1.24	1.1.1.25	1.1.1.26	1.1.1.27	1.1.1.28	1.1.1.29	1.1.1.30	1.1.1.31	1.1.1.32	1.1.1.33	1.1.1.34	1.1.1.35	1.1.1.36	1.1.1.37	1.1.1.38	1.1.1.39	1.1.1.40	1.1.1.41	1.1.1.42	1.1.1.43	1.1.1.44	1.1.1.45	1.1.1.46	1.1.1.47	1.1.1.48	1.1.1.49	1.1.1.50	1.1.1.51	1.1.1.52	1.1.1.53	1.1.1.54	1.1.1.55	1.1.1.56	1.1.1.57	1.1.1.58	1.1.1.59	1.1.1.60	1.1.1.61	1.1.1.62	1.1.1.63	1.1.1.64	1.1.1.65	1.1.1.66	1.1.1.67	1.1.1.68	1.1.1.69	1.1.1.70	1.1.1.71	1.1.1.72	1.1.1.73	1.1.1.74	1.1.1.75	1.1.1.76	1.1.1.77	1.1.1.78	1.1.1.79	1.1.1.80	1.1.1.81	1.1.1.82	1.1.1.83	1.1.1.84	1.1.1.85	1.1.1.86	1.1.1.87	1.1.1.88	1.1.1.89	1.1.1.90	1.1.1.91	1.1.1.92	1.1.1.93	1.1.1.94	1.1.1.95	1.1.1.96	1.1.1.97	1.1.1.98	1.1.1.99	1.1.1.100
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------

「基本部分又は共有部分の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に適用（ハコ）を適用、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

にを算定する場合は、支給限度額管理の算定の限、その単位数を算入

介護職員処遇改善加算については、令和7年4月1日までの期間適用、令和7年4月1日までの期間適用、なし、

介護職員処遇改善加算については、令和7年4月1日までの期間適用、

ホ 介護施設における短期入所療養介護費

基本料	① 特別介護療養施設入所療養介護費	② 特別介護療養施設入所療養介護費	③ 特別介護療養施設入所療養介護費	④ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑤ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑥ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑦ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑧ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑨ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑩ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑪ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑫ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑬ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑭ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑮ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑯ 特別介護療養施設入所療養介護費
	① 特別介護療養施設入所療養介護費	② 特別介護療養施設入所療養介護費	③ 特別介護療養施設入所療養介護費	④ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑤ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑥ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑦ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑧ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑨ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑩ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑪ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑫ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑬ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑭ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑮ 特別介護療養施設入所療養介護費	⑯ 特別介護療養施設入所療養介護費
1. 特別介護療養施設入所療養介護費 （以下「特別介護療養施設」）	1. 特別介護療養施設 特別介護療養施設 特別介護療養施設 特別介護療養施設	A. 特別介護療養施設 特別介護療養施設 特別介護療養施設 特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設	特別介護療養施設

※特別介護療養施設とは、特別介護療養施設（以下「特別介護療養施設」と称する）を指し、特別介護療養施設に設置された介護施設（以下「特別介護療養施設」と称する）を指す。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	介護・介護職員等特定行為者にかかわる費用	介護職員等特定行為者にかかわる費用	特別支援費用(利用者負担軽減)	居宅介護費(仮)介護費	業務委託料(仮)介護費	人形費用(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費	介護用品(仮)介護費
特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (542単位) 要介護2 (609単位) 要介護3 (679単位) 要介護4 (744単位) 要介護5 (815単位)								1日につき +19単位	1日につき +22単位	1日につき +20単位 1月につき +260単位 1日につき +11単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +13単位	1日につき +11単位	1日につき +9単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +11単位
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 1単位)		+70/110	-10/110																
施設管理費																			
施設管理費(仮)介護費																			

介護職員等特定行為者にかかわる費用	(1日につき 30単位を上限)
特別支援費用(利用者負担軽減)	20単位
居宅介護費(仮)介護費	(1) 死亡日(介護1) 1日につき 270単位を上限 (2) 死亡日(介護2) 1日につき 300単位を上限 (3) 死亡日(介護3) 1日につき 330単位を上限 (4) 死亡日(介護4) 1日につき 360単位を上限
業務委託料(仮)介護費	(1) 死亡日(介護1) 1日につき 280単位を上限 (2) 死亡日(介護2) 1日につき 310単位を上限 (3) 死亡日(介護3) 1日につき 340単位を上限 (4) 死亡日(介護4) 1日につき 370単位を上限
人形費用(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加
介護用品(仮)介護費	(1) 施設管理費に付加 (2) 施設管理費に付加

施設管理費	16,360単位 要介護1 19,360単位 要介護2 20,460単位 要介護3 22,410単位 要介護4 24,530単位			
施設管理費(仮)介護費	16,360単位 要介護1 19,360単位 要介護2 20,460単位 要介護3 22,410単位 要介護4 24,530単位			

特別支援費用(利用者負担軽減)は、認定申請書の提出に当たって、申請書添付書類に添付する。認定申請書の提出に当たって、申請書添付書類に添付する。認定申請書の提出に当たって、申請書添付書類に添付する。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									
福祉用具貸与費									

福祉用具貸与費は、認定申請書の提出に当たって、申請書添付書類に添付する。認定申請書の提出に当たって、申請書添付書類に添付する。認定申請書の提出に当たって、申請書添付書類に添付する。

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき - 200単位
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)								
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算()	(1月につき + 519単位)									
	(2) 特定事業所加算()	(1月につき + 421単位)									
	(3) 特定事業所加算()	(1月につき + 323単位)									
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき + 114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算()	(1月につき + 250単位)									
	(2) 入院時情報連携加算()	(1月につき + 200単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ	(+ 450単位)									
	(2) 退院・退所加算()ロ	(+ 600単位)									
	(3) 退院・退所加算()イ	(+ 600単位)									
	(4) 退院・退所加算()ロ	(+ 750単位)									
	(5) 退院・退所加算()	(+ 900単位)									
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合									

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		活動を行う施設 の敷地内 にない場合	入居者の数 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合	施設の種類 が異なる 場合		
介護保健施設 サービス費 (1日につき)	1) 介護保健施設 サービス費 (基本型)	介護1 (717単位)																		
		介護2 (763単位)																		
		介護3 (828単位)																		
		介護4 (883単位)																		
	2) 介護保健施設 サービス費 (在宅型)	介護1 (788単位)																		
		介護2 (863単位)																		
		介護3 (928単位)																		
		介護4 (985単位)																		
	3) 介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (793単位)																		
		介護2 (843単位)																		
		介護3 (908単位)																		
		介護4 (961単位)																		
	4) 介護保健施設 サービス費 (在宅強化型)	介護1 (871単位)																		
		介護2 (947単位)																		
		介護3 (1,014単位)																		
		介護4 (1,072単位)																		
	2) 介護保健施設 サービス費 (在宅型)	介護1 (738単位)																		
		介護2 (843単位)																		
		介護3 (960単位)																		
		介護4 (1,041単位)																		
2) 介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (839単位)																			
	介護2 (924単位)																			
	介護3 (1,044単位)																			
	介護4 (1,121単位)																			
2) 介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (752単位)																			
	介護2 (827単位)																			
	介護3 (923単位)																			
	介護4 (1,013単位)																			
2) 介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (839単位)																			
	介護2 (918単位)																			
	介護3 (1,016単位)																			
	介護4 (1,092単位)																			
4) 介護保健施設 サービス費 (特別介護保健施設 サービス費)	介護1 (703単位)																			
	介護2 (748単位)																			
	介護3 (812単位)																			
	介護4 (865単位)																			
2) 介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (513単位)																			
	介護2 (569単位)																			
	介護3 (641単位)																			
	介護4 (691単位)																			
1) ユニット型 介護保健施設 サービス費 (基本型)	介護1 (802単位)																			
	介護2 (848単位)																			
	介護3 (915単位)																			
	介護4 (968単位)																			
2) ユニット型介護保健施設 サービス費 (在宅型)	介護1 (876単位)																			
	介護2 (952単位)																			
	介護3 (1,018単位)																			
	介護4 (1,077単位)																			
3) 経時的ユニット型介護保健施設 サービス費 (基本型)	介護1 (513単位)																			
	介護2 (548単位)																			
	介護3 (593単位)																			
	介護4 (648単位)																			
4) 経時的ユニット型介護保健施設 サービス費 (在宅強化型)	介護1 (876単位)																			
	介護2 (952単位)																			
	介護3 (1,018単位)																			
	介護4 (1,077単位)																			
2) ユニット型 介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (508単位)																			
	介護2 (564単位)																			
	介護3 (629単位)																			
	介護4 (687単位)																			
3) ユニット型 介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (5,007単位)																			
	介護2 (5,104単位)																			
	介護3 (5,181単位)																			
	介護4 (5,259単位)																			
4) ユニット型 介護保健施設 サービス費 (特別介護保健施設 サービス費)	介護1 (852単位)																			
	介護2 (894単位)																			
	介護3 (948単位)																			
	介護4 (997単位)																			
2) 経時的ユニット型介護保健施設 サービス費 (多床型)	介護1 (504単位)																			
	介護2 (548単位)																			
	介護3 (597単位)																			
	介護4 (648単位)																			

注 1 外泊料費用 入居者に対して在宅サービスを利用する場合、1月1日を限度として所定単位数以内で1日につき311単位を算定

注 2 外泊料費用 在宅サービスを利用する場合、1月1日を限度として所定単位数以内で1日につき311単位を算定

注 3	タイミナル ケア加算	介護認定を要しない場合	介護認定を要する場合
注 3	タイミナル ケア加算	(1) 死亡日前31日以上45日以下	介護認定を要しない場合 (1日につき 12単位を加算)
		(2) 死亡日前46日以上30日以下	介護認定を要する場合 (1日につき 18単位を加算)
		(3) 死亡日前46日又は同日	介護認定を要しない場合 (1日につき 18単位を加算)
		(4) 死亡日	介護認定を要する場合 (1日につき 18単位を加算)

注 特別修習費		
注 療養体制維持特別加算	1. 療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算) 2. 療養体制維持特別加算() (1日につき 37単位を加算)	
ハ 夜勤加算	1) 初期加算() (1日につき 48単位を加算) 2) 初期加算() (1日につき 38単位を加算)	
ニ 遠隔時等看護連携加算(2)	(1)月につき 1回を限度として18単位を加算	注 対象期間の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所採算確保加算(2)	(1)月につき1回を限度として18単位を加算	注 対象期間の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算() (2)	在宅療養化後の場合 (1回につき 433単位を加算) 在宅療養化以外の場合 (1回につき 433単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を利用して遠隔を依頼した施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問看護加算() (2)	在宅療養化後の場合 (1回につき 433単位を加算) 在宅療養化以外の場合 (1回につき 433単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を利用して遠隔を依頼した施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の回復支援及び遠隔後も継続的な支援計画を作成した場合に算定
ト 遠隔時等支援加算(2)	1) 執行の遠隔時補償加算 (433単位) 2) 遠隔時情報提供加算 (112単位) 3) 遠隔時情報提供加算() () 4) 遠隔時情報提供加算() () 5) 遠隔時情報提供加算() () 6) 遠隔時情報提供加算() () 7) 訪問看護連携加算 (1人患者につき1回を限度として18単位を加算)	注 入所期間が1回を超え入所者が試行的に遠隔する場合には、当該入所者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の調整を行った場合 注 在宅等に遠隔した場合に、入所者の生活支援等に対して、当該入所者の診察情報、心身状況、生活状態等の情報を提供した場合 注 遠隔後医療機関に人員した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活状態等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
チ 能力発揮連携推進加算	1) 施設 診療を行う体制を常時確保し、緊急時に人員を受け入れる体制を確保している能力発揮施設と連携している場合 (1月につき 58単位を加算) 2)上記以外の能力発揮機関に連携している場合 (1月につき 8単位を加算)	注 令和7年3月1日までの間は10単位を算定
リ 実働マスタラン加算	(1日につき 11単位を加算)	注 対象期間の基準を満たさない場合は、算定しない。
ロ 経口移行加算(2)	(1日につき 28単位を加算)	注 対象期間の基準を満たさない場合は、算定しない。
ロ 経口移行加算(2)	1) 経口移行加算() (1月につき 416単位を加算) 2) 経口移行加算() (1月につき 116単位を加算)	注 対象期間の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 経口移行加算、後算定していない場合は、算定しない。
ロ 口腔衛生管理加算(2)	1) 口腔衛生管理加算() (1月につき 98単位を加算) 2) 口腔衛生管理加算() (1月につき 116単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けられた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアをも月1回以上行い、当該入所者が6回口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術の指導及び実施を行った場合
リ 療養加算	(1回につき 6単位を加算) 1日に2回を限度	
ロ 在宅療養支援連携加算	療養支援連携(1日につき 18単位を加算)	
ハ カカフケ看護連携加算(2)	1) カカフケ看護連携加算() (1人患者につき1回を限度として48単位を加算) 2) カカフケ看護連携加算() (1人患者につき1回を限度として18単位を加算) 3) カカフケ看護連携加算() (1人患者につき1回を限度として48単位を加算) 4) カカフケ看護連携加算() (1人患者につき1回を限度として18単位を加算)	
ハ 緊急時治療費	1) 緊急時治療費 (療養支援費以外の場合) (1月につき3回を限度に、1日につき118単位を算定) 2) 特定治療費 (療養支援費の場合) (1月につき3回を限度に、1日につき118単位を算定)	
ニ 所定夜勤加算(2)	1) 所定夜勤加算() (1月につき7回を限度に、1日につき23単位を算定) 2) 所定夜勤加算() (1月につき7回を限度に、1日につき416単位を算定)	
ロ 認知症専門ケア加算	1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算) 2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)	
ロ 認知症チームケア推進加算	1) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 118単位を加算) 2) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 128単位を加算)	
ハ 認知症行動・心理状態観察対応加算	療養支援費以外の場合 (1人患者7日につき 1日につき216単位を加算) 療養支援費の場合 (1人患者7日につき 1日につき216単位を加算)	
ロ ハビリテーションマシン計測連携加算(2)	1) ハビリテーションマシン計測連携加算() (1月につき 33単位を加算) 2) ハビリテーションマシン計測連携加算() (1月につき 33単位を加算)	
ロ 看護マスタラン加算(2)	1) 看護マスタラン加算() (1月につき 18単位を加算) 2) 看護マスタラン加算() (1月につき 13単位を加算)	
ハ 拜せつ支援加算(2)	1) 拜せつ支援加算() (1月につき 18単位を加算) 2) 拜せつ支援加算() (1月につき 18単位を加算) 3) 拜せつ支援加算() (1月につき 28単位を加算)	
ロ 拜せつ支援加算(2)	(1)月につき 118単位を加算	
ハ 科学的介護連携体制加算(2)	1) 科学的介護連携体制加算() (1月につき 48単位を加算) 2) 科学的介護連携体制加算() (1月につき 68単位を加算)	
ロ 安全対策体制加算(2)	(1)月につき1回を限度として18単位を加算	
ロ 高齢者施設等感染対策向上加算	1) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 18単位を加算) 2) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 68単位を加算)	
ロ 新興感染症等対応加算	(1)月につき1回を限度として248単位を算定	
ハ 生涯性向上推進体制加算	1) 生涯性向上推進体制加算() (1月につき 133単位を加算) 2) 生涯性向上推進体制加算() (1月につき 143単位を加算)	
ロ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算) 2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算) 3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)	
ロ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算() (1月につき 22単位を加算) 2) サービス提供体制強化加算() (1月につき 18単位を加算) 3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)	

※1～5)は1人患者1名あたりを算定する場合には、短期集中ハビリテーション実施加算、認知症短期集中ハビリテーション実施加算を適用しない。
※6)及び7)は適用する場合には、1)を適用しない。
※8)業務継続計画未策定実算については、感染症の予防及びまん延の防止のための目的の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
※9)業務継続計画未策定実算については、感染症の予防及びまん延の防止のための目的の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			人数も行う職員の数も増える場合	医師、薬剤師、看護師、介護士、介護支援専門員の人数が基準に満たない場合	看護部が基準に満たない看護職員の数に20/100を乗じて算出された場合	活動のユニットに配置していない他のユニットに算入される場合	身体拘束禁止未実施済	安全管理体制未実施済	高齢者虐待防止措置未実施済	継続統計課未定済済	栄養管理の基準を満たさない場合	療養環境の基準を満たさない場合	療養環境の基準を満たさない場合	夜間勤務等制限に関する基準の区分による加算	若年性認知症入所者受入加算			
イ	(1) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (721 単位) 要介護2 (832 単位) 要介護3 (1,070 単位) 要介護4 (1,172 単位) 要介護5 (1,283 単位)															
		(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (833 単位) 要介護2 (943 単位) 要介護3 (1,182 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,375 単位)															
		(2) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>													要介護1 (711 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (1,055 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,245 単位)		
			(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>													要介護1 (821 単位) 要介護2 (930 単位) 要介護3 (1,165 単位) 要介護4 (1,264 単位) 要介護5 (1,355 単位)		
			(3) 型介護医療院サービス費()													(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (804 単位) 要介護3 (1,039 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,228 単位)	
																(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (805 単位) 要介護2 (914 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,248 単位) 要介護5 (1,338 単位)	
	ロ															(1) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (675 単位) 要介護2 (771 単位) 要介護3 (981 単位) 要介護4 (1,089 単位) 要介護5 (1,149 単位)
																	(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (786 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (1,092 単位) 要介護4 (1,181 単位) 要介護5 (1,261 単位)
		(2) 型介護医療院サービス費()															(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (659 単位) 要介護2 (755 単位) 要介護3 (963 単位) 要介護4 (1,053 単位) 要介護5 (1,133 単位)
(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>																	要介護1 (770 単位) 要介護2 (867 単位) 要介護3 (1,075 単位) 要介護4 (1,165 単位) 要介護5 (1,245 単位)	
(3) 型介護医療院サービス費()			(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>														要介護1 (648 単位) 要介護2 (743 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,121 単位)	
			(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>														要介護1 (759 単位) 要介護2 (855 単位) 要介護3 (1,064 単位) 要介護4 (1,154 単位) 要介護5 (1,234 単位)	
	ハ		(1) 型特別介護医療院サービス費													(一) 型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	要介護1 (861 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,081 単位) 要介護5 (1,168 単位)	
																(二) 型特別介護医療院サービス費 <多床室>	要介護1 (764 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (1,091 単位) 要介護4 (1,196 単位) 要介護5 (1,274 単位)	
		(2) 型特別介護医療院サービス費														(一) 型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	要介護1 (614 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (905 単位) 要介護4 (991 単位) 要介護5 (1,066 単位)	
																(二) 型特別介護医療院サービス費 <多床室>	要介護1 (721 単位) 要介護2 (814 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,096 単位) 要介護5 (1,172 単位)	
ニ																(1) ユニット型介護医療院サービス費()	(一) ユニット型 介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)
																	(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)
	(2) ユニット型 型 介護医療院サービス費()		(一) ユニット型 介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)														
			(二) 経過的ユニット型 型 介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)														
		ホ	(1) ユニット型 型 介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)														
				(2) 経過的ユニット型 型 介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)													
ヘ				(1) ユニット型 型 特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型 特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)												
					(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)												
	(2) ユニット型 型 特別介護医療院サービス費				(一) ユニット型 特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)												
					(二) 経過的ユニット型 型 特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)												

注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居室における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 400単位)		
チ 退所時栄養情報連携加算 (2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 退所時指導等加算 (2)	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所者1人中1又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所時情報提供加算 (250単位)	
		f 退所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 60単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
ヲ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口移行加算 (2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算 (2)	(一) 経口維持加算 () (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算 () (1月につき 150単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(一)を算定していない場合は、算定しない。	
ク 口腔衛生管理加算 (2)	(一) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 30単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 100単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
ケ 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
シ 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき 10単位を加算)		
ソ 特別診療費 (2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算 () (1月につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算 () (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算		
ヒ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき480単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき180単位を加算)		
コ 排せつ支援加算 (2)	(1) 排せつ支援加算 () (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算 () (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算 () (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算 (2)	(1月につき 200単位を加算)		
ク 科学的介護推進体制加算 (2)	(1) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 60単位を加算)		
ケ 安全対策体制加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算 () (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算 () (1月につき 5単位を加算)		
ク 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として) 240単位を算定		
ク 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)		
ク サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 8単位を加算)		
カ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二) 介護職員等処遇改善加算 (二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三) 介護職員等処遇改善加算 (三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四) 介護職員等処遇改善加算 (四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算 (五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六) 介護職員等処遇改善加算 (六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七) 介護職員等処遇改善加算 (七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八) 介護職員等処遇改善加算 (八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九) 介護職員等処遇改善加算 (九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十) 介護職員等処遇改善加算 (十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十一) 介護職員等処遇改善加算 (十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十二) 介護職員等処遇改善加算 (十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十三) 介護職員等処遇改善加算 (十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十四) 介護職員等処遇改善加算 (十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十五) 介護職員等処遇改善加算 (十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十六) 介護職員等処遇改善加算 (十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十七) 介護職員等処遇改善加算 (十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十八) 介護職員等処遇改善加算 (十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (十九) 介護職員等処遇改善加算 (十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十) 介護職員等処遇改善加算 (二十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十一) 介護職員等処遇改善加算 (二十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十二) 介護職員等処遇改善加算 (二十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十三) 介護職員等処遇改善加算 (二十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十四) 介護職員等処遇改善加算 (二十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十五) 介護職員等処遇改善加算 (二十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十六) 介護職員等処遇改善加算 (二十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十七) 介護職員等処遇改善加算 (二十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十八) 介護職員等処遇改善加算 (二十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (二十九) 介護職員等処遇改善加算 (二十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十) 介護職員等処遇改善加算 (三十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十一) 介護職員等処遇改善加算 (三十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十二) 介護職員等処遇改善加算 (三十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十三) 介護職員等処遇改善加算 (三十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十四) 介護職員等処遇改善加算 (三十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十五) 介護職員等処遇改善加算 (三十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十六) 介護職員等処遇改善加算 (三十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十七) 介護職員等処遇改善加算 (三十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十八) 介護職員等処遇改善加算 (三十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (三十九) 介護職員等処遇改善加算 (三十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十) 介護職員等処遇改善加算 (四十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十一) 介護職員等処遇改善加算 (四十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十二) 介護職員等処遇改善加算 (四十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十三) 介護職員等処遇改善加算 (四十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十四) 介護職員等処遇改善加算 (四十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十五) 介護職員等処遇改善加算 (四十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十六) 介護職員等処遇改善加算 (四十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十七) 介護職員等処遇改善加算 (四十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十八) 介護職員等処遇改善加算 (四十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (四十九) 介護職員等処遇改善加算 (四十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十) 介護職員等処遇改善加算 (五十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十一) 介護職員等処遇改善加算 (五十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十二) 介護職員等処遇改善加算 (五十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十三) 介護職員等処遇改善加算 (五十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十四) 介護職員等処遇改善加算 (五十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十五) 介護職員等処遇改善加算 (五十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十六) 介護職員等処遇改善加算 (五十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十七) 介護職員等処遇改善加算 (五十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十八) 介護職員等処遇改善加算 (五十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (五十九) 介護職員等処遇改善加算 (五十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十) 介護職員等処遇改善加算 (六十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十一) 介護職員等処遇改善加算 (六十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十二) 介護職員等処遇改善加算 (六十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十三) 介護職員等処遇改善加算 (六十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十四) 介護職員等処遇改善加算 (六十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十五) 介護職員等処遇改善加算 (六十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十六) 介護職員等処遇改善加算 (六十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十七) 介護職員等処遇改善加算 (六十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十八) 介護職員等処遇改善加算 (六十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (六十九) 介護職員等処遇改善加算 (六十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十) 介護職員等処遇改善加算 (七十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十一) 介護職員等処遇改善加算 (七十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十二) 介護職員等処遇改善加算 (七十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十三) 介護職員等処遇改善加算 (七十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十四) 介護職員等処遇改善加算 (七十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十五) 介護職員等処遇改善加算 (七十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十六) 介護職員等処遇改善加算 (七十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十七) 介護職員等処遇改善加算 (七十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十八) 介護職員等処遇改善加算 (七十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (七十九) 介護職員等処遇改善加算 (七十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十) 介護職員等処遇改善加算 (八十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十一) 介護職員等処遇改善加算 (八十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十二) 介護職員等処遇改善加算 (八十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十三) 介護職員等処遇改善加算 (八十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十四) 介護職員等処遇改善加算 (八十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十五) 介護職員等処遇改善加算 (八十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十六) 介護職員等処遇改善加算 (八十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十七) 介護職員等処遇改善加算 (八十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十八) 介護職員等処遇改善加算 (八十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (八十九) 介護職員等処遇改善加算 (八十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十) 介護職員等処遇改善加算 (九十) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十一) 介護職員等処遇改善加算 (九十一) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十二) 介護職員等処遇改善加算 (九十二) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十三) 介護職員等処遇改善加算 (九十三) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十四) 介護職員等処遇改善加算 (九十四) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十五) 介護職員等処遇改善加算 (九十五) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十六) 介護職員等処遇改善加算 (九十六) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十七) 介護職員等処遇改善加算 (九十七) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十八) 介護職員等処遇改善加算 (九十八) (1月につき 所定単位数×47/1000) (九十九) 介護職員等処遇改善加算 (九十九) (1月につき 所定単位数×47/1000) (百) 介護職員等処遇改善加算 (百) (1月につき 所定単位数×47/1000)	注 所定単位数は、(入所者数×)を算定した単位数の合計	

夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
八及び八を適用する場合には、(2)を適用しない。
業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員等処遇改善加算 (一)については、令和7年3月31日まで特例適用。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()								
	(2) 介護職員等処遇改善加算()								
	(3) 介護職員等処遇改善加算()								
	(4) 介護職員等処遇改善加算()								
	(一) 介護職員等処遇改善加算() [1]								
	(二) 介護職員等処遇改善加算() [2]								
	(三) 介護職員等処遇改善加算() [3]								
	(四) 介護職員等処遇改善加算() [4]								
	(五) 介護職員等処遇改善加算() [5]								
	(六) 介護職員等処遇改善加算() [6]								
	(七) 介護職員等処遇改善加算() [7]								
	(八) 介護職員等処遇改善加算() [8]								
	(九) 介護職員等処遇改善加算() [9]								
	(十) 介護職員等処遇改善加算() [10]								
(十一) 介護職員等処遇改善加算() [11]									
(十二) 介護職員等処遇改善加算() [12]									
(十三) 介護職員等処遇改善加算() [13]									
(十四) 介護職員等処遇改善加算() [14]									

注 所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問看護サービスの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.1単位</td> <td rowspan="5">+30.0単位</td> <td rowspan="5">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +11.1単位</td> <td rowspan="5">1月につき +5.74単位</td> <td rowspan="5">1月につき 10単位 又は 10単位</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +51/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +42.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="5">+30.0単位</td> <td rowspan="5">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +11.1単位</td> <td rowspan="5">1月につき +5.74単位</td> <td rowspan="5">1月につき 10単位 又は 10単位</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>Ⅷ 初回加算 （1回につき +11.1単位）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅸ 遠路往復加算 （1回につき +11.1単位）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅹ 看護体制強化加算 （1回につき +11.1単位）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅺ サービス提供体制強化加算 （1回につき +5.0単位）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅻ サービス提供体制強化加算 （1回につき +3.0単位）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.1単位</td> <td rowspan="5">+30.0単位</td> <td rowspan="5">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +11.1単位</td> <td rowspan="5">1月につき +5.74単位</td> <td rowspan="5">1月につき 10単位 又は 10単位</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	15分未満の場合 +21/100	15分未満の場合 +21.4単位	15分未満の場合 +21.1単位	+30.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +11.1単位	1月につき +5.74単位	1月につき 10単位 又は 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	(2) 15分未満 （11.1）単位	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +51/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +42.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="5">+30.0単位</td> <td rowspan="5">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +11.1単位</td> <td rowspan="5">1月につき +5.74単位</td> <td rowspan="5">1月につき 10単位 又は 10単位</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	15分未満の場合 +51/100	15分未満の場合 +42.4単位	15分未満の場合 +37.7単位	+30.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +11.1単位	1月につき +5.74単位	1月につき 10単位 又は 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	(2) 15分未満 （11.1）単位	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位	Ⅷ 初回加算 （1回につき +11.1単位）																Ⅸ 遠路往復加算 （1回につき +11.1単位）																Ⅹ 看護体制強化加算 （1回につき +11.1単位）																Ⅺ サービス提供体制強化加算 （1回につき +5.0単位）																Ⅻ サービス提供体制強化加算 （1回につき +3.0単位）															
介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.1単位</td> <td rowspan="5">+30.0単位</td> <td rowspan="5">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +11.1単位</td> <td rowspan="5">1月につき +5.74単位</td> <td rowspan="5">1月につき 10単位 又は 10単位</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100																+	15分未満の場合 +21/100	15分未満の場合 +21.4単位	15分未満の場合 +21.1単位	+30.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100																+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +11.1単位	1月につき +5.74単位	1月につき 10単位 又は 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	(2) 15分未満 （11.1）単位	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +51/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +42.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="5">+30.0単位</td> <td rowspan="5">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +11.1単位</td> <td rowspan="5">1月につき +5.74単位</td> <td rowspan="5">1月につき 10単位 又は 10単位</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="5">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	15分未満の場合 +51/100	15分未満の場合 +42.4単位	15分未満の場合 +37.7単位	+30.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +11.1単位	1月につき +5.74単位	1月につき 10単位 又は 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	(2) 15分未満 （11.1）単位	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位																																																			
(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+																																														15分未満の場合 +21/100	15分未満の場合 +21.4単位	15分未満の場合 +21.1単位	+30.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100																+10/100	+5/100	1月につき +11.1単位	1月につき +5.74単位	1月につき 10単位 又は 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。																																															
(2) 15分未満 （11.1）単位																																																																																																																										
(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位																																																																																																																										
(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位																																																																																																																										
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位																																																																																																																										
(1) 15分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	15分未満の場合 +51/100	15分未満の場合 +42.4単位	15分未満の場合 +37.7単位	+30.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +11.1単位	1月につき +5.74単位	1月につき 10単位 又は 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。																																																																																																											
(2) 15分未満 （11.1）単位																																																																																																																										
(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位																																																																																																																										
(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位																																																																																																																										
Ⅷ 初回加算 （1回につき +11.1単位）																																																																																																																										
Ⅸ 遠路往復加算 （1回につき +11.1単位）																																																																																																																										
Ⅹ 看護体制強化加算 （1回につき +11.1単位）																																																																																																																										
Ⅺ サービス提供体制強化加算 （1回につき +5.0単位）																																																																																																																										
Ⅻ サービス提供体制強化加算 （1回につき +3.0単位）																																																																																																																										

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																								
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問リハビリテーションの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">+10.0単位</td> <td rowspan="3">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき 10単位</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">+10.0単位</td> <td rowspan="3">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき 10単位</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>Ⅼ サービス提供体制強化加算 （1回につき +5.0単位）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ⅽ サービス提供体制強化加算 （1回につき +3.0単位）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">+10.0単位</td> <td rowspan="3">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき 10単位</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> </table>	1時間につき 21.1単位	×9/100	+	15/100	10/100	5/100	+10.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +10.0単位	1月につき +10.0単位	1月につき 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	1時間につき 21.1単位	1時間につき 21.1単位	<table border="1"> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">+10.0単位</td> <td rowspan="3">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき 10単位</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> </table>	1時間につき 21.1単位	×9/100	+	15/100	10/100	5/100	+10.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +10.0単位	1月につき +10.0単位	1月につき 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	1時間につき 21.1単位	1時間につき 21.1単位	Ⅼ サービス提供体制強化加算 （1回につき +5.0単位）																Ⅽ サービス提供体制強化加算 （1回につき +3.0単位）															
介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">+10.0単位</td> <td rowspan="3">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき 10単位</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> </table>	1時間につき 21.1単位	×9/100																+	15/100	10/100	5/100																+10.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +10.0単位	1月につき +10.0単位	1月につき 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	1時間につき 21.1単位	1時間につき 21.1単位	<table border="1"> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">+10.0単位</td> <td rowspan="3">事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき +10.0単位</td> <td rowspan="3">1月につき 10単位</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> <td rowspan="3">特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> <tr> <td>1時間につき 21.1単位</td> </tr> </table>	1時間につき 21.1単位	×9/100	+	15/100	10/100	5/100	+10.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +10.0単位	1月につき +10.0単位	1月につき 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	1時間につき 21.1単位	1時間につき 21.1単位			
1時間につき 21.1単位	×9/100	+																																														15/100	10/100	5/100	+10.0単位																事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +10.0単位
1時間につき 21.1単位																																																																							
1時間につき 21.1単位																																																																							
1時間につき 21.1単位	×9/100	+	15/100	10/100	5/100	+10.0単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は ×9/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +10.0単位	1月につき +10.0単位	1月につき 10単位	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。	特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は、支給限度額管理の対象となる。																																																								
1時間につき 21.1単位																																																																							
1時間につき 21.1単位																																																																							
Ⅼ サービス提供体制強化加算 （1回につき +5.0単位）																																																																							
Ⅽ サービス提供体制強化加算 （1回につき +3.0単位）																																																																							

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別介護予防費 が算入されない 計算	注 付加費 が算入される 計算	注 付加費 が算入されない 計算												
イ 訪問介護 （月1回未満）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（1） （1）及び（2）以外	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位															
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位															
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位															
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費（1）に特別介護予防費料又は特定生活介護料又は特定生活介護料を算定する場合	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位															
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位															
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位															
			+15/100	+10/100	+5/100												
ロ 歯科医師が行う場合 （月1回未満）	(1) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位																
	(2) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位																
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (1.3)単位																
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 特殊文書調剤の薬調剤を行う場合 （月1回未満）	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位	注 特別な業務の処置が求められる在宅の特別介護予防費算入施設（介護療養型医療施設）に所属する医師・薬剤師が、当該業務の提供に必要な薬学的事業指導を行うこと。 *100単位														
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位				注 診療報酬等算出施設 に算入される場合 0.1単位											
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位					注 診療報酬等算出施設 に算入されない場合 0.1単位										
	(2) 薬剤の薬剤調剤の場合 （月1回未満）	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位						+15/100	+10/100	+5/100							
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位									+15/100	+10/100	+5/100				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位												+15/100	+10/100	+5/100	
ニ 管理栄養士 が行う場合 （月1回未満）	(1) 当該施設に専ら栄養管理指導業務に従事する栄養士が行う場合	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位															
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位				+15/100	+10/100										+5/100
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位						+15/100	+10/100	+5/100							
	(2) 当該施設に専ら栄養管理指導業務に従事しない栄養士が行う場合	(一) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位									+15/100	+10/100	+5/100				
		(二) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位												+15/100	+10/100	+5/100	
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.3)単位															
ホ 歯科衛生士 が行う場合 （月1回未満）	(1) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位																
	(2) 第一種施設住者2人以上8人以下に対して行う場合 (1.2)単位																
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (1.3)単位																

ハ（1）(一)・(二)（3）について、本人乗入れの看護、中心職務栄養指導（1）(2)に該当しない場合は、原則として算入されず、併記が認められません。
ロ（1）について、特別介護予防費算入施設（介護療養型医療施設）に所属する医師・薬剤師が、当該業務の提供に必要な薬学的事業指導を行うこと。
ハ（1）(一)について、本人乗入れの看護、中心職務栄養指導（1）(2)に該当しない場合は、原則として算入されず、併記が認められません。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合又は多い場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									- 376単位	- 120単位
		要支援2	(2,268単位)								- 752単位	- 240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)	×70/100	×70/100	- 17/100	- 17/100	+ 5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき + 562単位	1月につき + 240単位	- 376単位	- 120単位
		要支援2	(4,228単位)								- 752単位	- 240単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)								- 376単位	- 120単位
		要支援2	(4,228単位)								- 752単位	- 240単位
ロ 退院時共同措置加算			(1回につき 600単位)									
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算() (1月につき 150単位を加算)											
	(2) 口腔機能向上加算() (1月につき 160単位を加算)											
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき 480単位を加算)									
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)									
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)									
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×86/1000)										
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×83/1000)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×66/1000)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×53/1000)										
	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1)	(1月につき + 所定単位×76/1000)										
		(二) 介護職員等処遇改善加算() (2)	(1月につき + 所定単位×73/1000)									
	(三) 介護職員等処遇改善加算() (3)	(1月につき + 所定単位×73/1000)										
		(四) 介護職員等処遇改善加算() (4)	(1月につき + 所定単位×70/1000)									
	(五) 介護職員等処遇改善加算() (5)	(1月につき + 所定単位×63/1000)										
		(六) 介護職員等処遇改善加算() (6)	(1月につき + 所定単位×60/1000)									
	(七) 介護職員等処遇改善加算() (7)	(1月につき + 所定単位×58/1000)										
		(八) 介護職員等処遇改善加算() (8)	(1月につき + 所定単位×56/1000)									
	(九) 介護職員等処遇改善加算() (9)	(1月につき + 所定単位×55/1000)										
		(十) 介護職員等処遇改善加算() (10)	(1月につき + 所定単位×48/1000)									
(十一) 介護職員等処遇改善加算() (11)	(1月につき + 所定単位×43/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算() (12)	(1月につき + 所定単位×45/1000)										
(十三) 介護職員等処遇改善加算() (13)	(1月につき + 所定単位×38/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算() (14)	(1月につき + 所定単位×28/1000)										
注			所定単位は、イからまでにより算出した単位数の合計									
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。												
介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。												

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (479 単位)	442 単位														
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (596 単位)	548 単位														
	2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (451 単位)	442 単位														
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (561 単位)	548 単位														
ロ コミュニ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (561 単位)	503 単位														
		(二) 経過的単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (681 単位)	623 単位														
	2) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (529 単位)	503 単位														
		(二) 経過的併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (656 単位)	623 単位														

ハ 口腔連携強化加算	(1日につき + 5.9 単位 (1月に1回を限度))
ニ 療養費加算	(1日につき 8 単位を加算 (1日に3回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4 単位を加算)
ヘ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10.0 単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10 単位を加算)
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.2 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6 単位を加算)

イ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.0 (100%)	注 所定単位数は、(お住まいの地域)ごとの単位数 の合計
	2) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.1 (110%)	
	3) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.2 (120%)	
	4) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.3 (130%)	
	5) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.4 (140%)	
	6) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.5 (150%)	
	7) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.6 (160%)	
	8) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.7 (170%)	
	9) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.8 (180%)	
	10) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.9 (190%)	
	11) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 2.0 (200%)	
	12) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 2.1 (210%)	

サービス提供体制強化加算、および介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

身体拘束防止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護職員処遇改善加算 (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	利用者が10人以上の定員を有すること	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専任が確保されていること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (579 単位)	x97/100	x70/100	x70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240 単位	1日につき +200 単位 (7日間の上限)	1日につき +120 単位	1日につき +51 単位	
		＜従来型個室＞〔基本型〕	要支援2 (726 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (632 単位)											
		＜従来型個室＞〔在宅強化型〕	要支援2 (778 単位)											
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()											要支援1 (613 単位)
		＜多床室＞〔基本型〕	要支援2 (774 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (672 単位)											
		＜多床室＞〔在宅強化型〕	要支援2 (834 単位)											
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()											要支援1 (583 単位)
		＜多床室＞〔療養型〕	要支援2 (730 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (622 単位)											
		＜多床室＞〔療養型〕	要支援2 (785 単位)											
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	＜特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()											要支援1 (566 単位)
		＜従来型個室＞	要支援2 (711 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (601 単位)											
		＜多床室＞	要支援2 (758 単位)											
(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (624 単位)	x97/100	x70/100	x70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240 単位	1日につき +200 単位 (7日間の上限)	1日につき +120 単位	1日につき +51 単位	
		＜ユニット型個室＞〔基本型〕	要支援2 (789 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (680 単位)											
		＜ユニット型個室＞〔在宅強化型〕	要支援2 (846 単位)											
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費()	＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()											要支援1 (624 単位)
		＜多床室＞〔基本型〕	要支援2 (789 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (680 単位)											
		＜多床室＞〔在宅強化型〕	要支援2 (846 単位)											
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費()	＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()											要支援1 (653 単位)
		＜多床室＞〔療養型〕	要支援2 (817 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (653 単位)											
		＜多床室＞〔療養型〕	要支援2 (817 単位)											
	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費()	＜特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()											要支援1 (611 単位)
		＜ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	要支援2 (770 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (611 単位)											
		＜ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	要支援2 (770 単位)											

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算() (1日につき 27 単位を加算)
	(二) 療養体制維持特別加算() (1日につき 57 単位を加算)

(3) 総合ケア加算 (利用中に10日を限度に、1日につき27.5単位を加算)

(4) 口腔連携強化加算 (1回につき +5.0単位(1月に1回を限度))

(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に2回を限度))

(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3 単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4 単位を加算)

(7) 緊急時治療療養費	(一) 緊急時治療療養費	【療養室確保の計画】 【1月】に3日を限度に、1日につき5.18単位を算定。 【療養室確保の計画】 【1月】に3日を限度に、1日につき5.18単位を算定。
	(二) 特定治療	

(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 1.8 単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 1.8 単位を加算)

(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 2.1 単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 1.8 単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 4.6 単位を加算)

11) 介護職員等処遇改善加算	二) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (579 単位)	x97/100	x70/100	x70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240 単位	1日につき +200 単位 (7日間の上限)	1日につき +120 単位	1日につき +51 単位
	三) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (726 単位)										
	四) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (613 単位)										
	五) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (774 単位)										
	六) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (672 単位)										
	七) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (834 単位)										
	八) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (583 単位)										
	九) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (730 単位)										
	十) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (622 単位)										
	十一) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (785 単位)										
	十二) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (566 単位)										
	十三) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (711 単位)										
	十四) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (601 単位)										
	十五) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (758 単位)										
	十六) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (624 単位)										
	十七) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (789 単位)										
	十八) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (680 単位)										
	十九) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (846 単位)										
	二十) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (624 単位)										
	二十一) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (789 単位)										
	二十二) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (680 単位)										
	二十三) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (846 単位)										
	二十四) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (653 単位)										
	二十五) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (817 単位)										
二十六) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (653 単位)											
二十七) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (817 単位)											
二十八) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (611 単位)											
二十九) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (770 単位)											
三十) 介護職員等処遇改善加算()	要支援1 (611 単位)											
三十一) 介護職員等処遇改善加算()	要支援2 (770 単位)											

注 特別療養費、緊急時治療療養費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束防止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100									
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位) 要支援2 (693 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)										
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)										
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)										
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)										
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)										
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)										
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4単位を加算)											
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 6単位を加算)											
(3) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×51/1,000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×47/1,000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×35/1,000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×28/1,000)											
	介護職員等処遇改善加算 ()	1. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×46/1,000)										
		2. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×44/1,000)										
		3. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×42/1,000)										
		4. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×40/1,000)										
		5. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×39/1,000)										
		6. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×35/1,000)										
		7. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×35/1,000)										
		8. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×31/1,000)										
		9. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×31/1,000)										
		10. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×30/1,000)										
		11. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×24/1,000)										
		12. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×26/1,000)										
	13. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×20/1,000)											
	14. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)											
	15. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)											
	16. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)											
	17. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)											
	18. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)											
	19. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)											
	20. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)											
21. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)												
22. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)												
23. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)												
24. 介護職員等処遇改善加算 ()	(1月につき → 所定単位×15/1,000)												
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計													

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算 () については、令和7年3月31日まで算定可能。

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費() (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100			
	(2)介護予防支援費() (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)				+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護員によるサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止措置実施加算	業務給付未定算	場所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定住者の利用サービス加算	特別地域定住者へのサービス提供加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等におけるサービス提供加算	緊急時対応型訪問介護看護加算	緊急時対応型訪問介護看護加算	特別管理加算	ターゲティング加算									
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	× 38 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	- 62 単位																
		要介護2 (9,720 単位)																				- 111 単位
		要介護3 (16,140 単位)																				- 184 単位
		要介護4 (20,417 単位)																				- 233 単位
		要介護5 (24,692 単位)																				- 281 単位
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)																				- 91 単位
		要介護2 (12,413 単位)																				- 141 単位
		要介護3 (18,948 単位)																				- 216 単位
		要介護4 (23,359 単位)																				- 266 単位
		要介護5 (28,298 単位)																				- 322 単位
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費() (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)																					
	要介護2 (9,720 単位)																					
	要介護3 (16,140 単位)																					
	要介護4 (20,417 単位)																					
	要介護5 (24,692 単位)																					
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費()	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 889 単位)																					
	定期巡回サービス費 (1回につき 372 単位)																					
	随時訪問サービス費() (1回につき 567 単位)																					
	随時訪問サービス費() (1回につき 764 単位)																					
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +30 単位)																						
ホ 巡回時共同指導加算 一 体系定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ(2)を算定する場合のみ算定) (1回につき +68 単位)																						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200 単位を加算)																					
	(2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800 単位を加算)																					
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき +100 単位)																					
	(2) 生活機能向上連携加算() (1月につき +200 単位)																					
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算() (1月につき +90 単位)																				
		(二) 認知症専門ケア加算() (1月につき +120 単位)																				
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき +3 単位)																				
		(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき +4 単位)																				
リ 口遊連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき +50 単位(1月に1回を限度))																						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき +750 単位)																				
		(二) サービス提供体制強化加算() (1月につき +640 単位)																				
		(三) サービス提供体制強化加算() (1月につき +350 単位)																				
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算() (1回につき +22 単位)																				
		(二) サービス提供体制強化加算() (1回につき +18 単位)																				
		(三) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6 単位)																				
1. 介護職員等処遇改善加算		<p>特別地域定住者・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時対応型訪問看護、特別管理加算、ターゲティング加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給調整管理の対応分の算定項目。事業所同一建築物利用者は1日以内の同一建築物利用者の人数にサービスを行う場合、も適用する場合、支給調整管理の対応分の算定、当該算定の単位数を本人。業務給付未定算については令和4年4月1日より適用する。</p> <p>介護職員等処遇改善加算については、令和4年4月1日より適用する。</p>																				
2. 介護職員等処遇改善加算		<p>特別地域定住者・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時対応型訪問看護、特別管理加算、ターゲティング加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給調整管理の対応分の算定項目。事業所同一建築物利用者は1日以内の同一建築物利用者の人数にサービスを行う場合、も適用する場合、支給調整管理の対応分の算定、当該算定の単位数を本人。業務給付未定算については令和4年4月1日より適用する。</p> <p>介護職員等処遇改善加算については、令和4年4月1日より適用する。</p>																				

【脚注】単位数算定記号の説明
 〇 算定対象となる単位数
 △ 算定対象となる単位数(一部算定対象外)
 × 算定対象外となる単位数
 / 算定対象となる単位数(一部算定対象外)
 ※ 算定対象となる単位数(一部算定対象外)

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報対 応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費() (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費() (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)				(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)							

ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 245 / 100.0)
	(2) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 224 / 100.0)
	(3) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 182 / 100.0)
	(4) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 145 / 100.0)
	(一)介護職員等処遇改善加算()(1) (1月につき + 所定単位 × 221 / 100.0)
	(二)介護職員等処遇改善加算()(2) (1月につき + 所定単位 × 208 / 100.0)
	(三)介護職員等処遇改善加算()(3) (1月につき + 所定単位 × 200 / 100.0)
	(四)介護職員等処遇改善加算()(4) (1月につき + 所定単位 × 187 / 100.0)
	(五)介護職員等処遇改善加算()(5) (1月につき + 所定単位 × 184 / 100.0)
	(六)介護職員等処遇改善加算()(6) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)
	(七)介護職員等処遇改善加算()(7) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)
	(八)介護職員等処遇改善加算()(8) (1月につき + 所定単位 × 158 / 100.0)
	(九)介護職員等処遇改善加算()(9) (1月につき + 所定単位 × 142 / 100.0)
	(十)介護職員等処遇改善加算()(10) (1月につき + 所定単位 × 139 / 100.0)
(十一)介護職員等処遇改善加算()(11) (1月につき + 所定単位 × 121 / 100.0)	
(十二)介護職員等処遇改善加算()(12) (1月につき + 所定単位 × 118 / 100.0)	
(十三)介護職員等処遇改善加算()(13) (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)	
(十四)介護職員等処遇改善加算()(14) (1月につき + 所定単位 × 76 / 100.0)	

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 認知症対応型通所介護費

基本部分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
11 認知症対応型通所介護費	11-1	11-2	11-3	11-4	11-5	11-6	11-7	11-8	11-9	11-10	11-11	11-12	11-13	11-14	11-15	11-16	11-17	11-18	11-19	11-20	11-21	11-22	11-23	11-24	11-25	11-26	11-27	11-28	11-29	11-30	11-31	11-32	11-33	11-34	11-35	11-36	11-37	11-38	11-39	11-40	11-41	11-42	11-43	11-44	11-45	11-46	11-47	11-48	11-49	11-50	11-51	11-52	11-53	11-54	11-55	11-56	11-57	11-58	11-59	11-60	11-61	11-62	11-63	11-64	11-65	11-66	11-67	11-68	11-69	11-70	11-71	11-72	11-73	11-74	11-75	11-76	11-77	11-78	11-79	11-80	11-81	11-82	11-83	11-84	11-85	11-86	11-87	11-88	11-89	11-90	11-91	11-92	11-93	11-94	11-95	11-96	11-97	11-98	11-99	11-100	11-101	11-102	11-103	11-104	11-105	11-106	11-107	11-108	11-109	11-110	11-111	11-112	11-113	11-114	11-115	11-116	11-117	11-118	11-119	11-120	11-121	11-122	11-123	11-124	11-125	11-126	11-127	11-128	11-129	11-130	11-131	11-132	11-133	11-134	11-135	11-136	11-137	11-138	11-139	11-140	11-141	11-142	11-143	11-144	11-145	11-146	11-147	11-148	11-149	11-150	11-151	11-152	11-153	11-154	11-155	11-156	11-157	11-158	11-159	11-160	11-161	11-162	11-163	11-164	11-165	11-166	11-167	11-168	11-169	11-170	11-171	11-172	11-173	11-174	11-175	11-176	11-177	11-178	11-179	11-180	11-181	11-182	11-183	11-184	11-185	11-186	11-187	11-188	11-189	11-190	11-191	11-192	11-193	11-194	11-195	11-196	11-197	11-198	11-199	11-200

11-1	11-2	11-3	11-4	11-5	11-6	11-7	11-8	11-9	11-10	11-11	11-12	11-13	11-14	11-15	11-16	11-17	11-18	11-19	11-20	11-21	11-22	11-23	11-24	11-25	11-26	11-27	11-28	11-29	11-30	11-31	11-32	11-33	11-34	11-35	11-36	11-37	11-38	11-39	11-40	11-41	11-42	11-43	11-44	11-45	11-46	11-47	11-48	11-49	11-50	11-51	11-52	11-53	11-54	11-55	11-56	11-57	11-58	11-59	11-60	11-61	11-62	11-63	11-64	11-65	11-66	11-67	11-68	11-69	11-70	11-71	11-72	11-73	11-74	11-75	11-76	11-77	11-78	11-79	11-80	11-81	11-82	11-83	11-84	11-85	11-86	11-87	11-88	11-89	11-90	11-91	11-92	11-93	11-94	11-95	11-96	11-97	11-98	11-99	11-100	11-101	11-102	11-103	11-104	11-105	11-106	11-107	11-108	11-109	11-110	11-111	11-112	11-113	11-114	11-115	11-116	11-117	11-118	11-119	11-120	11-121	11-122	11-123	11-124	11-125	11-126	11-127	11-128	11-129	11-130	11-131	11-132	11-133	11-134	11-135	11-136	11-137	11-138	11-139	11-140	11-141	11-142	11-143	11-144	11-145	11-146	11-147	11-148	11-149	11-150	11-151	11-152	11-153	11-154	11-155	11-156	11-157	11-158	11-159	11-160	11-161	11-162	11-163	11-164	11-165	11-166	11-167	11-168	11-169	11-170	11-171	11-172	11-173	11-174	11-175	11-176	11-177	11-178	11-179	11-180	11-181	11-182	11-183	11-184	11-185	11-186	11-187	11-188	11-189	11-190	11-191	11-192	11-193	11-194	11-195	11-196	11-197	11-198	11-199	11-200
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

事務費計算書決定書書式については、居宅の予防及び高齢者の生活の安定を図るための関係機関との連携及び非常災害に関する具体的な対策の策定等については、令和2年3月31日までの期間適用しない。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			登録者数が登録職員を超えない場合	依頼者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要介護2 (15,370 単位)										
		要介護3 (22,359 単位)										
		要介護4 (24,677 単位)										
		要介護5 (27,209 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)										
		要介護2 (13,849 単位)										
		要介護3 (20,144 単位)										
		要介護4 (22,233 単位)										
		要介護5 (24,516 単位)										
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)											
	要介護2 (640 単位)											
	要介護3 (709 単位)											
	要介護4 (777 単位)											
	要介護5 (843 単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 920単位を加算)										
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 890単位を加算)										
	(3) 認知症加算 ()	(1月につき 750単位を加算)										
	(4) 認知症加算 ()	(1月につき 460単位を加算)										
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(1日限を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)									
観護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 900単位を加算)										
	(2) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 700単位を加算)										
	(3) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 480単位を加算)										
チ 看取の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)									
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 1,200単位を加算)										
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 800単位を加算)										
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)										
サ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))									
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)										
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 320単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 12単位を加算)										
サ 介護職員処遇改善加算	イ(1)介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位数×121/100)									
		介護職員処遇改善加算(4)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(5)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(6)	(1月につき +所定単位数×121/100)									
		介護職員処遇改善加算(7)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(8)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(9)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(10)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(11)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(12)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(13)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(14)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(15)	(1月につき +所定単位数×143/100)									

※ 定率単位数は、令和5年度に人員削減(定率削減)の合計

特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、
 及び介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用定員を超過する場合は算入しない	介護従事者の数が介護が必要な者に満たない場合は算入しない	身体拘束薬の使用が未実施の場合	高齢者虐待防止措置未実施の場合	継続継続計画未実施の場合	ユニットで実施を行う職員の数に2人以上以上不足する場合	夜間支援体制加算(イ)	夜間支援体制加算(ロ)	認知症対応型急性対応加算	若年性認知症対応加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	785 単位	×70/100	×70/100	×70/100	-10/100		1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位	
		要介護2	801 単位										
		要介護3	824 単位										
		要介護4	841 単位										
		要介護5	859 単位										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	753 単位	×70/100	×70/100	-1/100		1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)		
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	828 単位										
		要介護5	845 単位										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1	753 単位					1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位			
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	817 単位										
		要介護5	841 単位										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1	829 単位					1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位			
		要介護2	854 単位										
		要介護3	870 単位										
		要介護4	897 単位										
		要介護5	781 単位										

注 入院時費用 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看護的介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談 診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 104単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)

ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(イ)	(1日につき 57単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(ロ)	(1日につき 47単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(ハ)	(1日につき 37単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(ニ)	(1日につき 8単位を加算)

ヘ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

ヘ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算、利用者1人につき1回を限度)

チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(イ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(ロ)	(1日につき 4単位を加算)

チ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(イ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(ロ)	(1月につき 120単位を加算)

ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(ロ)	(1月につき 200単位を加算)

ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

ヲ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

ヲ 口腔・栄養・スティーピング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))

カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(イ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(ロ)	(1月につき 5単位を加算)

カ 高齢者施設等感染対策向上加算 (1月につき 5単位を加算)

カ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

シ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(ロ)	(1月につき 10単位を加算)

ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)

ツ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(イ)	(1日につき 所定単位数×112/100)単位を算定
	(2) 介護職員処遇改善加算(ロ)	(1日につき 所定単位数×117/100)単位を算定
	(3) 介護職員処遇改善加算(ハ)	(1日につき 所定単位数×122/100)単位を算定
	(4) 介護職員処遇改善加算(ニ)	(1日につき 所定単位数×127/100)単位を算定
	(5) 介護職員処遇改善加算(ヒ)	(1日につき 所定単位数×132/100)単位を算定
	(6) 介護職員処遇改善加算(ヘ)	(1日につき 所定単位数×137/100)単位を算定
	(7) 介護職員処遇改善加算(コ)	(1日につき 所定単位数×142/100)単位を算定
	(8) 介護職員処遇改善加算(セ)	(1日につき 所定単位数×147/100)単位を算定
	(9) 介護職員処遇改善加算(ソ)	(1日につき 所定単位数×152/100)単位を算定
	(10) 介護職員処遇改善加算(タ)	(1日につき 所定単位数×157/100)単位を算定
	(11) 介護職員処遇改善加算(チ)	(1日につき 所定単位数×162/100)単位を算定
	(12) 介護職員処遇改善加算(リ)	(1日につき 所定単位数×167/100)単位を算定
	(13) 介護職員処遇改善加算(ニ)	(1日につき 所定単位数×172/100)単位を算定
	(14) 介護職員処遇改善加算(ホ)	(1日につき 所定単位数×177/100)単位を算定
	(15) 介護職員処遇改善加算(ヘ)	(1日につき 所定単位数×182/100)単位を算定

注 介護職員処遇改善加算(イ)は、介護職員処遇改善加算(イ)から介護職員処遇改善加算(ロ)までの範囲で、介護職員処遇改善加算(イ)を算定する。

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
身体拘束薬未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
継続継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
介護職員処遇改善加算(イ)については、令和7年3月1日をもって廃止される。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注		注		注		注		注		注				
		介護介助職員の数に基準に満たない場合	身体拘束の発生率	褥瘡発生率	職員研修時間	介護職員処遇改善加算(1)	介護職員処遇改善加算(2)	介護職員処遇改善加算(3)	介護職員処遇改善加算(4)	介護職員処遇改善加算(5)	介護職員処遇改善加算(6)	介護職員処遇改善加算(7)	介護職員処遇改善加算(8)	介護職員処遇改善加算(9)	介護職員処遇改善加算(10)	介護職員処遇改善加算(11)	介護職員処遇改善加算(12)			
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1	546	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +30単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 12月に発生する 100単位	1月につき +20単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +11単位	1月につき +11単位	1日につき +11単位	1日につき +9単位	1日につき +10単位	1月につき +30単位 12月に発生する 100単位			
	要介護2	614				1日につき +36単位	1日につき +28単位	1月につき +120単位 12月に発生する 120単位	1月につき +24単位	1月につき +24単位	1月につき +13単位	1月につき +13単位	1日につき +13単位	1日につき +11単位	1日につき +12単位	1月につき +36単位 12月に発生する 120単位				
	要介護3	685				1日につき +42単位	1日につき +34単位	1月につき +140単位 12月に発生する 140単位	1月につき +28単位	1月につき +28単位	1月につき +15単位	1月につき +15単位	1日につき +15単位	1日につき +13単位	1日につき +14単位	1月につき +42単位 12月に発生する 140単位				
	要介護4	750				1日につき +48単位	1日につき +40単位	1月につき +160単位 12月に発生する 160単位	1月につき +32単位	1月につき +32単位	1月につき +16単位	1月につき +16単位	1日につき +16単位	1日につき +14単位	1日につき +16単位	1月につき +48単位 12月に発生する 160単位				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1	546	-1/100																	
	要介護2	614																		
	要介護3	685																		
	要介護4	750																		
A 施設・設備整備加算(イを算定する場合のみ算定)		(1)日につき 30単位を超過																		
B 介護介助加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 介護介助加算(1)	1) 死亡日前前日(日)に24時間以下 (1)日につき 72単位を超過 2) 死亡日前前日(日)に30日以下 (1)日につき 144単位を超過 3) 死亡日前前日(日)に90日以下 (1)日につき 432単位を超過 4) 死亡日 (1)日につき 680単位を超過																		
	(2) 介護介助加算(2)	1) 死亡日前前日(日)に24時間以下 (1)日につき 572単位を超過 2) 死亡日前前日(日)に30日以下 (1)日につき 1144単位を超過 3) 死亡日前前日(日)に90日以下 (1)日につき 3432単位を超過 4) 死亡日 (1)日につき 4760単位を超過																		
C 施設・設備整備加算(イを算定する場合のみ算定)		(2)5単位																		
D 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1)日につき 3単位を超過																		
E 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1)日につき 4単位を超過																		
F 科学的介護推進加算(イを算定する場合のみ算定)		(1)日につき 41単位を超過																		
G 高齢者施設等感染対策向上加算		1) 高齢者施設等感染対策向上加算(1) (1)日につき 18単位を超過 2) 高齢者施設等感染対策向上加算(2) (1)日につき 5単位を超過																		
H 高齢者施設等感染対策		(1)日につき 100単位を超過																		
I 生活向上支援体制加算		1) 生活向上支援体制加算(1) (1)日につき 10単位を超過 2) 生活向上支援体制加算(2) (1)日につき 18単位を超過																		
J サービス提供体制強化加算		(1)日につき 22単位を超過																		
K サービス提供体制強化加算		1) サービス提供体制強化加算(1) (1)日につき 18単位を超過 2) サービス提供体制強化加算(2) (1)日につき 18単位を超過 3) サービス提供体制強化加算(3) (1)日につき 6単位を超過																		
L サービス提供体制強化加算		1) サービス提供体制強化加算(1) (1)日につき 18単位を超過 2) サービス提供体制強化加算(2) (1)日につき 18単位を超過 3) サービス提供体制強化加算(3) (1)日につき 6単位を超過																		

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分別介護費標準額に各区分の介護費標準額を乗算して算出される。
 身体拘束発生率超過加算については、算定する場合は、令和7年(2)1日以前分算定する。
 業務経費計上費加算については、感染症予防及び人権の向上のための施設設備及び非常災害に関する施設設備の算定を行っている場合は、令和7年(3)1日までの期間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年(3)1日以前分算定する。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合又は	促進者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制加算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等による遺体保護の対応等が求められる場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に指導保護の対応等が求められる場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,247 単位) 要介護2(17,415 単位) 要介護3(24,481 単位) 要介護4(27,766 単位) 要介護5(31,050 単位)													
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,214 単位) 要介護2(15,691 単位) 要介護3(22,057 単位) 要介護4(26,017 単位) 要介護5(28,298 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -2,314 単位 -925 単位 -925 単位 -335 単位 -335 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -925 単位	-33 単位 -33 単位 -33 単位 -69 単位 -55 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -925 単位	-33 単位 -33 単位 -33 単位 -69 単位 -55 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -925 単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1(571 単位) 要介護2(638 単位) 要介護3(706 単位) 要介護4(773 単位) 要介護5(839 単位)													
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	30 単位を加算													
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算()	(1月につき 920 単位を加算)													
	(2) 認知症加算()	(1月につき 880 単位を加算)													
	(3) 認知症加算()	(1月につき 740 単位を加算)													
	(4) 認知症加算()	(1月につき 460 単位を加算)													
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	200 単位を加算(7日間を限度)													
ヘ 認知症対応利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	80 単位を加算													
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	50 単位を加算													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	200 単位を加算(1月に2回を限度)													
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき 20 単位を加算(6月に1回を限度))													
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき 5 単位を加算(6月に1回を限度))													
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算()	(1回につき 80 単位(月2回を限度))													
	(2) 口腔機能向上加算()	(1回につき 160 単位(月2回を限度))													
ル 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	50 単位を加算													
リ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	740 単位を加算													
フ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算()	(1月につき 500 単位を加算)													
	(2) 特別管理加算()	(1月につき 250 単位を加算)													
ク 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250 単位を加算													
ケ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250 単位を加算													
コ 遠隔地へ診療補助加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	150 単位を加算													
シ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算()	(1月につき 2,500 単位を加算)													
	(2) 看護体制強化加算()	(1月につき 2,500 単位を加算)													
ソ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	500 単位を加算													
タ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算()	(1月につき 2,000 単位を加算)													
	(2) 総合マネジメント体制強化加算()	(1月につき 800 単位を加算)													
チ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算()	(1月につき 3 単位を加算)													
	(2) 看護マネジメント加算()	(1月につき 13 単位を加算)													
テ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算()	(1月につき 10 単位を加算)													
	(2) 排せつ支援加算()	(1月につき 15 単位を加算)													
	(3) 排せつ支援加算()	(1月につき 20 単位を加算)													
ト 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	40 単位を加算													
ニ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100 単位を加算)													
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 10 単位を加算)													
ウ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 7.0 単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 6.0 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 3.0 単位を加算)													
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 2.0 単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 1.0 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 0.2 単位を加算)													
エ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(一)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(二)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(三)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(四)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(五)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(六)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(七)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(八)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(九)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(十)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(十一)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(十二)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(十三)	100 単位を加算													
	介護職員処遇改善加算(十四)	100 単位を加算													

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
注 主治医の指示に基づき、情報連携機能を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

注 乗車中は、イからロまでにより算定した単位数の2倍

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び発生防止のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない
介護職員処遇改善加算については、令和7年1月1日より算定可能

介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分	サービス提供体制	サービス提供形態	サービス提供時間	サービス提供回数	サービス提供単位数	介護給付費		介護給付費		介護給付費		介護給付費		介護給付費		介護給付費		介護給付費		介護給付費		介護給付費		介護給付費			
						標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴	標準	増徴
1. 介護予防 認知症対応型 通所介護費 (介護単位)	I. 1級以上4級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	432																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	528																						
		3級以上4級未満	1時間以上	1単位	607																						
		1級以上4級未満	1時間以上	1単位	551			4,637,100																			
	II. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	743																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	828																						
		3級以上4級未満	1時間以上	1単位	760																						
		1級以上4級未満	1時間以上	1単位	851																						
	III. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	886																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	981																						
		3級以上4級未満	1時間以上	1単位	924																						
		1級以上4級未満	1時間以上	1単位	1,019																						
2. 介護予防 認知症対応型 通所介護費 (介護単位)	I. 1級以上4級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	439																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	478																						
		3級以上4級未満	1時間以上	1単位	449																						
		1級以上4級未満	1時間以上	1単位	498			4,637,100																			
	II. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	627																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	743																						
		3級以上4級未満	1時間以上	1単位	684																						
		1級以上4級未満	1時間以上	1単位	762																						
	III. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	773																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	864																						
		3級以上4級未満	1時間以上	1単位	798																						
		1級以上4級未満	1時間以上	1単位	891																						
3. 介護予防 認知症対応型 通所介護費 (介護単位)	1. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	248																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	262																						
	2. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	260																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	274																						
	3. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	413																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	436																						
	4. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	424																						
		2級以上3級未満	1時間以上	1単位	447																						
5. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	484																							
	2級以上3級未満	1時間以上	1単位	513																							
6. 1級以上2級未満	1級以上2級未満	1時間以上	1単位	500																							
	2級以上3級未満	1時間以上	1単位	529																							

1. サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供形態	サービス提供時間	サービス提供回数	サービス提供単位数	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費
2. サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供形態	サービス提供時間	サービス提供回数	サービス提供単位数	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費
3. サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供形態	サービス提供時間	サービス提供回数	サービス提供単位数	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費

※ 介護給付費の算定には、介護給付費の算定に必要となるサービス提供体制、サービス提供形態、サービス提供時間、サービス提供回数、サービス提供単位数の算定が必要である。

※ 介護給付費の算定には、介護給付費の算定に必要となるサービス提供体制、サービス提供形態、サービス提供時間、サービス提供回数、サービス提供単位数の算定が必要である。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)							
	要支援2 (6,972 単位)								
ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100
	要支援2 (6,281 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)							
		要支援2 (531 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算							
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))							
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)							
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算() (1月につき +200単位)							
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)							
ス 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算() (1月につき 10単位を加算)							
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 30単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 11単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)					
ク 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の119/100) (2) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の116/100) (3) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の118/100) (4) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の116/100) (5) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (6) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の119/100) (7) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (8) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の114/100) (9) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (10) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (11) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (12) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (13) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (14) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (15) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (16) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (17) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (18) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (19) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (20) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (21) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (22) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (23) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (24) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (25) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (26) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (27) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (28) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (29) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100) (30) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき +所定単位の117/100)		注 認定単位のイからルまでに計算した単位数の合計					

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務時間 を超過する 場合	利用者の数が 利用定数を超 える場合	介護従業者の 員数が標準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2以上 とする場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (761 単位)				-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (749 単位)									1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (1日限を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (777 単位)				-1/100			1日につき -50単位	1日につき +25単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 2単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)											
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 120単位を加算)											
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)											
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)												
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)												
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(5月に1回を限度))												
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)												
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 5単位を加算)											
カ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)												
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 18単位を加算)											
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)											
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき 186/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき 178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき 155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき 125/1000)											
	(一) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき 163/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき 156/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき 155/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき 148/1000)											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(五)	(1月につき 133/1000)											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(六)	(1月につき 125/1000)											
	(七) 介護職員等処遇改善加算(七)	(1月につき 128/1000)											
	(八) 介護職員等処遇改善加算(八)	(1月につき 132/1000)											
	(九) 介護職員等処遇改善加算(九)	(1月につき 112/1000)											
	(十) 介護職員等処遇改善加算(十)	(1月につき 97/1000)											
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき 102/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき 88/1000)											
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき 88/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき 66/1000)											
	注 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分給付限度基準額に含まれる。 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可。			注 認定率等は、イからロまでにより算定した単位数の合計									